

## 更生計画案における会員権の取扱いのご説明

更生計画案における会員権の取扱いについて、その概要をご説明させていただきます。なお、詳細につきましては、更生計画案 15 頁、16 頁及び 21 頁から 23 頁をご確認下さい。

### Q 1 : 会員権の取扱いはどのようになりますか？

- ① 預託金付き会員権の皆様について（更生計画案・第 2 章第 2 節第 4-1-(1)-ア（15 頁）、同(2)-イ（16 頁）、第 3 章第 4 節第 2-1-(1)-ア（21 頁～23 頁）及び同(2)-イ（23 頁））

#### 対象となる会員

太平洋クラブ（関西エリア会員を含む）・太平洋アソシエイツ（移籍正会員を除く）・太平洋宝塚クラブの各正会員、マスターズ会員（預託金のある方）

※すでに退会されていても預託金の返還を一切受けていない会員の方を含みます。

#### 更生計画案での取扱い

- (i) 退会
- (ii) 会員権の継続保有（再預託あり）
- (iii) 会員権の継続保有（再預託なし）

の 3 つの選択が可能となります。

(ii) 及び (iii) を選択された方については、更生計画案の別表 11-1 乃至 11-3 の各会則（以下「各会則」といいます。）にしたがって会員権の内容が定められます。

なお、優先的施設利用権（優待的利用料金や優先的予約権、その他会員向け各種サービスを受ける権利。以下同じ。）や会員権の譲渡・相続の可否については、現在保有されている会員権の種別に応じて、これまでと同じ取扱いが維持されます。

- ② 預託金のない会員権の皆様について（更生計画案・第 2 章第 2 節第 4-1-(2)-イ（16 頁）及び第 3 章第 4 節第 2-1-(2)-イ（23 頁））

#### 対象となる会員

パーソナル会員（プラス I 含む）、コーポレート会員  
マスターズ会員（預託金のない方）  
太平洋アソシエイツ移籍正会員・平日会員

#### 更生計画案での取扱い

上記①とは異なり、おとり頂く手続はありません。各会則にしたがって会員権の内容が定められます。優先的施設利用権や会員権の譲渡・相続の可否については、現在保有されている会員権の種別に応じて、これまでと同じ取扱いが維持されます。

### Q 2 : 具体的にはどのような手続が必要ですか？

Q 1 の①の会員の皆様については、更生計画の認可決定日から 2 か月間の選択期間（平成 25 年 11 月～12 月頃を予定しております。）内に、上記 (i) から (iii) のいずれかを選択して頂き、所定の書面により管財人宛にご通知いただきます。この書面は更生計画の認可決定後直ちにお手元にご送付致します。なお、選択期間内に選択の通知をされなかった方は、(i) 退会を選択したものとして取り扱われることとなります。

Q 1 の②の会員の皆様については、新たな手続は不要となります。

### Q 3 : 預託金の弁済率や具体的な弁済額はどのようになりますか？

更生計画案における更生債権（預託金債権を含む）の弁済率は、原則、11.82%となります。ただし、Q 1 の①の会員が、(iii) 会員権の継続保有（再預託なし）を選択された場合、

預託金債権の弁済率は、再預託をしない代わりに 5.59% となります。

Q1の①の会員の皆様に対する弁済金額は、(i) から (iii) の選択により異なりますので、以下の計算例とともに、本書同封の『個別弁済計画表』をご確認ください。

また、預託金債権の弁済は、弊社にて準備が整い次第実施させて頂く所存ですが、選択期間満了後の平成26年1月～3月頃を予定しております。

なお、弊社に対して、未納年会費等の未払金のある会員様におかれましては、当該未払金を控除した後の残額をお支払いすることになりますのでご留意下さい。また当該未払金の額によっては、Q1の(ii)または(iii)を選択いただいても(i)退会の扱いとなる場合がございます。

〈計算例〉

(i) 退会

預託金債権額(元本)及び更生手続開始決定日前日までに発生した遅延損害金の11.82%をお支払いします。

(例) 預託金債権額 430万円の会員が(i)を選択された場合  
弁済額 430万円×11.82%=50万8260円

(ii) 会員権の継続保有(再預託あり)

更生計画案による弁済額(預託金債権額(元本)の11.82%)から、預託金債権額(元本)の10%を弊社に再預託していただき、残りの1.82%をお支払いします。

(例) 預託金債権額 430万円の会員が(ii)を選択された場合  
弁済総額 430万円×11.82%=50万8260円  
再預託額 430万円×10%=43万円  
現金弁済額 430万円×1.82%=7万8260円

※ 再預託にあたり、上記再預託額をお振り込み頂く必要はございません。

また、再預託金は、各会則に基づき、再預託日から20年経過後に、退会の意思表示を行ったこと等を条件として返還されることとなります。

(iii) 会員権の継続保有(再預託なし)

預託金債権額(元本)の5.59%をお支払いします。

(例) 預託金債権額 430万円の会員が(iii)を選択された場合  
弁済額 430万円×5.59%=24万370円

**Q4：年会費の取扱いはどうなりますか？**

スポンサーによる支援内容は、継続的な会員権の保障やコースメンテナンスの維持等のために、安定的な収益基盤の確保が必要であるとの判断から、会員の皆様より年会費を徴収させて頂くことが前提となっております。

したがって、更生計画の認可決定後に、会員権を継続保有される方(太平洋アソシエイト会員のみならず、太平洋クラブ会員、マスターズ会員、太平洋宝塚クラブ会員を含む『全て』の会員の皆様が対象となります。)から、平成26年4月1日以降、年会費を徴収させて頂くこととなります(なお、平成25年5月13日付け「スポンサー契約締結のお知らせ」において、年会費は、平成26年1月1日時点の会員を対象とする旨お知らせいたしました。平成26年4月1日時点の会員に変更されることになりました。)

年会費の徴収予定額は次のとおりです。

太平洋クラブ	年間 36,000円 (税別)
太平洋クラブ (関西エリア会員)	年間 24,000円 (税別)
太平洋宝塚クラブ	年間 12,000円 (税別)
太平洋アソシエイト	年間 24,000円 (税別)
太平洋アソシエイト (平日会員)	年間 16,000円 (税別)

<本件に関するお問い合わせ先>

太平洋クラブ管財人室 0120-121-289